

○原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第七十号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令</p> <p>（公害等の防止） 第十八条（略） 2 1 2 （略） 1 3 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。</p> <p>附則 （施行期日） 1 この命令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。 （経過措置） 2 この命令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している原子力発電工作物については、なお従前の例による。ただし、この命令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手しているものうち、別に告示する原子力発電工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油（当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものに限る。）を使用するものについては、別に告示する期限（以下この項において単に「期限」という。）の翌日（期限から一年を超えない期間に当該原子力発電工作</p>	<p>原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める省令</p> <p>（公害等の防止） 第十八条（略） 2 1 2 （略） 1 3 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具は、電路に施設してはならない。</p> <p>附則 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。 （新設）</p>

物を廃止することが明らかなる場合は、期限から一年を経過した日以後、第十八条第十三項の規定を適用する。

附 則

- 1 この命令は、平成二十八年九月二十四日から施行する。
- 2 この命令の施行の際現にこの命令による改正前の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の表第十八号又は第十九号の規定によりされている届出（ポリ塩化ビフェニル含有原子力発電工作物に係る届出に限る。）は、改正後の原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。